

平成 29 年 9 月吉日

一般社団法人京都消防設備協会 殿

一般社団法人 日本消火器工業会
株式会社消火器リサイクル推進センター

消火器リサイクルシステム（広域認定） における「特定窓口」追加募集のご案内

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素より一般社団法人日本消火器工業会が実施している廃消火器リサイクルシステムの運用に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当リサイクルシステムは 2010 年 1 月から運用を開始して、おかげさまで 7 年が経過しました。貴協会におかれましては、当リサイクルシステムにご理解を賜りますとともに、会員様をはじめ市場への周知等、日頃のご支援に心より感謝申し上げます。

この度、更なる市場の利便性を高めることを目的として全国の受け入れ窓口である「特定窓口」の追加募集を実施することとなりましたのでご案内申し上げます。

特定窓口は前回募集からおおよそ 6 年が経過しており、参加意思のある新規事業者様にはお待ちいただいている状況でした。貴協会におかれましても、これまで応募されていない会員様へご周知いただければ幸いです。今後とも、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

- 別添資料
1. 募集要項……………資料 1
 2. 欠格要件と不利益処分……………資料 2
 3. 登録申込書……………資料 3
 4. 特定窓口の業務……………資料 4
 5. 廃消火器リサイクル情報に関する
ホームページリンクのお願い ……資料 5

以上

特定窓口 追加募集における募集要項

1. 概要

一般社団法人日本消火器工業会が環境大臣より認定を受けた廃消火器の広域認定制度において、販売代理店等の皆様が特定窓口としてご参加いただくことで、下記の業務を行うことが可能となります。

- ① ユーザーから廃消火器を回収できる。
- ② 廃消火器を保管できる
- ③ 収集運搬・保管費用をユーザーに請求できる。

※ 回収した廃消火器は工業会会員等が運営する指定引取場所もしくは収運会社に引き渡す必要があります。

2. 募集対象

今回の募集は新規に「特定窓口」を希望される事業者が対象となります。

- 応募多数の場合や一定地域に集中した場合等、登録できない場合があります。
- 過去に「特定窓口」として委託契約があった事業者は募集対象外となります。
- 過去に「特定窓口」公募に応募（登録に至らなかった者も含む）事業者は募集対象外となります。
(登録の後でも対象外が発覚した場合は登録取り消しとなります)

3. 応募要件

消火器工業会の廃消火器リサイクルシステムに登録するためには以下の要件を満たしていただく必要があります。尚、③の説明会受講の際は登録（委託契約）後も継続して応募要件等を守っていただくため、「特定窓口業務実施に係る同意書」を提出していただきます。

- ① 日常の業務において消火器の販売及びメンテナンス業務にかかわっていること。
また、廃消火器に係る処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。**

消火器の性質、特徴、取り扱い方法、環境に与える影響等について熟知し、かつ、廃消火器の収集運搬・保管を的確に行うための知識（技術、能力）を有することが必要です。具体的には消防設備士乙種6類または消防設備点検資格者第1種の免状保有者が在籍することが必要です。申し込みの際、免状の写し（両面）を添付してください。

注）お取引のある工業会会員（メーカー）による『推薦』を受けることが必要です。お取引が無ければ推薦を受けられません。≪！推薦書の添付を忘れないようご注意ください≫

5. 申し込み方法及び、提出書類

申し込みについては以下の書類5点を郵送等にて「送付先」へ送付してください。

(必ず、書留等、送付履歴の残る方法で送付いただき、登録が終了するまで控を保管下さい。)

！ 11月30日(金)迄必着です。ご注意ください。

- ① 登録申込書
- ② 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、3ヶ月以内の取得、コピー不可）
個人事業主の場合は住民票（3ヶ月以内の取得、マイナンバー記載が無いもの、コピー不可）
- ③ 印鑑証明
- ④ 免状の写し・両面（消防設備士乙種6類または消防設備点検資格者第1種）
- ⑤ 工業会会員推薦書^{*1}

送付先：一般社団法人日本消火器工業会 事務代行
株式会社消火器リサイクル推進センター 特定窓口追加募集 係
〒111-0051 東京都台東区蔵前3丁目15番7号蔵前酒井ビル2F
TEL：03-5829-6773

※ 注意事項

- ・お申込書類は返却いたしません。
- ・書類不備（不足、期限切れ、判読難等）は選考対象外となりますのでご注意ください。
- ・審査結果に関する内容や理由についてはお受けできませんのでご了承ください。

※1 工業会会員の推薦書についてはお取引のある下記のメーカーにお問い合わせください。
お取引が無ければ推薦を受けられません。

日進工業株式会社	日本ドライケミカル株式会社	株式会社初田製作所
株式会社丸山製作所	ヤマトプロテック株式会社	モリタ宮田工業株式会社
三津浜工業株式会社	マルヤマエクセル株式会社	

6. (参考) 今後の予定

- 平成29年11月30日：申し込み締め切り（審査後、翌年2月末日迄に結果送付）
平成30年4～5月頃：「特定窓口業務」説明会の開催（参加必須）
7月頃：契約書締結・環境省への申請
平成31年1月：変更認定後、新規登録窓口の業務スタート

以上

欠格要件 と 不利益処分

■ 欠格要件とは

廃棄物処理法では、廃棄物処理業、施設許可申請にあたって、申請者の資質に関する要件として、欠格要件に該当しないことという一項が設けられています。欠格要件とは、廃棄物処理法に従った的確な業の遂行等が期待できない者を類型化し、これらを排除しようとする趣旨の規定です。

一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれの業・施設許可申請の要件を定めた規定において、申請者がこれらのいずれにも該当しないこととされています。一つでも該当すれば許可を受けることができません。また、許可を取得した後に欠格要件に該当するに至った場合には許可は取消処分となります。主要なものは以下の通りです。

- 破産者となった
- 禁固刑以上の刑が確定した（代表者、役員等）： 暴行罪、業務上過失傷害、道路交通法違反等
- 廃棄物処理法違反で懲役若しくは罰金の罰則が確定した（代表者、役員等）： 再委託や名義貸しの禁止のほか、不法投棄、野焼きの禁止違反等
- 暴力団員であることが判明した（代表者、役員等）
- 廃棄物処理法、その他環境関連法に違反し、業・施設許可取消処分を受けた

※ 条文

- 廃棄物処理法 第7条第5項第4号イ～ヌ 及び、第14条第5項第2号イ～ハ

■ 不利益処分（行政処分）とは

廃棄物処理法、浄化槽法、又は施行令第4条の5に規定する法令の規定によるものであって、行政手続法第2条4号に規定する不利益処分をいいます。具体的には、改善命令、措置命令、業務（事業）停止命令、許可取消処分が該当します。行政指導は該当しません。

※ 廃棄物処理法 ： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

以上

廃消火器リサイクルシステム登録申込書【記入例】

郵送する日を記入。

履歴事項全部証明書又は住民票の記載に合わせる。個人事業主で屋号が無い場合は、②（名称）を空欄のままにする。

一般社団法人日本消火器工業会 殿

廃消火器リサイクルシステム登録申込書

注意！！すべての項目を、黒色ボールペンで読みやすい字で記入してください。

代表者が複数の場合は本件業務を統括する者を記載。

FAX 番号が電話と同じでも必ず記載。

社内の有資格者一名分（担当者以外も可）を記載。両方所有の場合は乙6を記載。

履歴事項全部証明書又は住民票の記載に合わせる。番地号を-（ハイフン）等で省略しない。

本件業務を行う部署の電話・FAX 番号を記載。

携帯電話のメールアドレスは不可。

履歴事項全部証明書又は住民票の記載と異なる場所に事務所がある等の理由で連絡先を別にしたい場合は連絡先住所、氏名を記載。

項目	登録内容
① 申請日（西暦）	2017年 11月 XX日
② 法人・団体の名称（個人は氏名） ※法人登記の簿記にご記入ください	株式会社消火器リサイクル推進センター
③ 代表者役職（個人は不要） ※法人登記の簿記にご記入ください	代表取締役
④ 代表者の氏名	遠山 榮一
⑤ 郵便番号	〒111-0051
⑥ 所在地（個人は住民票） ※法人登記の簿記にご記入ください	東京都台東区蔵前三丁目15番7号
⑦ 電話番号	(03) 5829 - 6773
⑧ FAX番号	(03) 5829 - 6774
⑨ 担当者部署名	広報PR係
⑩ 担当者名	推進 太郎
⑪ 担当者メールアドレス	sample@company.jp
⑫ 担当者電話番号	(03) 5829 - 9999
⑬ 担当者FAX番号	(03) 5829 - 9999
⑭ 免状番号記入欄 ※該当に○、番号をご記入ください	<input checked="" type="checkbox"/> 消防設備士乙種6類 <input type="checkbox"/> 消防設備点検資格者第1種 免状番号 (1234-5678-9012)
探訪等連絡先住所・氏名 ※乙6以外の場合はご記入ください。	〒111-0051 東京都台東区蔵前三-15-7 蔵前酒井ビル2F 広報PR係 推進 太郎

応募要件（応募事項）

- 1) 日常業務で消火器の販売及びメンテナンス業務にかかわっており、処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること（消防設備士乙種6類もしくは消防設備点検資格者第1種の免状保有者が在籍すること）
- 2) 処理を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること
- 3) 廃棄物収集運搬に係る欠格要件に該当しないこと
- 4) 不利益処分があった場合、5年以上経過していること
- 5) 一般家庭からの問い合わせに対応可能なこと
- 6) パソコン等があり、インターネット環境が整っていること
- 7) 決められた手順で帳簿管理・報告ができること
- 8) 主催者が指定する説明会を受講すること

代表者 遠山 榮一

印鑑証明書の印で捺印する。

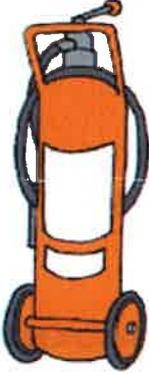
！ 履歴事項全部証明書（自記簿様式、3ヶ月以内の取得、コピー不可）の添付を忘れないようご注意ください。
個人事業主の場合は住民票（3ヶ月以内の取得、マイナンバー記載が無いもの、コピー不可）が必要です。
！ 印鑑証明書、工業会会員による「推薦書」及び「免状の写し（両面）」も添付してください。

- 消せるボールペン、鉛筆等の筆記具は使用しないこと。
- ①、④～⑭まで記入すること。（②、③は空欄可）
- 書き損じた際は二重線で抹消し、余白に正しく記載すること

提出する印鑑証明書の印で捺印する。

3. 取り扱い可能なリサイクル対象品

日本消火器工業会の廃消火器リサイクルシステムの対象品目は以下のとおりです。取り扱うことができる廃棄物は、広域認定制度に基づき 環境大臣の認定を受けています。

対象品目	種類
<p>小型消火器等</p> 	ABC 粉末消火器 20 型以下 (小型船舶用消火器含む)
	住宅用消火器
	下方放出型自動消火装置 (粉末タイプ)
	強化液・機械泡消火器 8L 以下
	化学泡消火器 (手提げ式)
	二酸化炭素消火器 15 型以下
	下方放出型自動消火装置 (液体タイプ)
	ダクト消火装置用本体容器
	BC 粉末消火器 20 型以下 (特殊火災用放射器含む)
	ハロン 1301 消火器 (消防環境ネットワーク関連費用除く)
	船舶用消火器 (持ち運び式・簡易式)
	粉末消火薬剤 15kg 缶入り
	小型消火器用加圧ポンペ 1 斗缶入り
	大型消火器・移動式用加圧ガスポンペ 1.3L 以下
小型消火器用ブラケット・設置台・BOX	
訓練用放射器具 (訓練用消火器)	
<p>大型消火器等</p> 	ABC 粉末消火器 20 型を超え 200 型以下
	移動式粉末消火設備 33kg~45kg タイプ
	二酸化炭素消火器 50 型~100 型
	機械泡消火器 20L~40L
	強化液消火器 20L~60L
	BC 粉末消火器 20 型を超え 200 型以下 (特殊火災用放射器含む)
	泡消火器 45L~200L
	パッケージ型消火設備 (自動式を除く)
	大型・移動式用消火器 BOX
	船舶用消火器 (移動式)
	大型消火器・移動式用加圧ガスポンペ 13.4L 以下
	液体消火薬剤 (強化液、浸潤剤入り水、泡) ※20L ポリ缶入り ※ PFOS、装置用は除く

※ 特別管理産業廃棄物に該当する製品については新製品、既製品とも対象外となります。

※ ハロン 2402、1211 は対象外となります。

※ 工業会会員以外の製品は対象外となります (義務者不存在製品に関しては別途お問合せください)。

(参考) 特定窓口の業務

1. 特定窓口の役割

特定窓口は、社団法人日本消火器工業会が廃消火器の収集運搬／保管を委託する消火器の販売代理店です。特定窓口は排出者のもっとも身近な廃消火器の引取場所となります。



2. 特定窓口の実務

① 廃消火器の引取・運搬・保管

ユーザーからリサイクルシールが貼付された廃消火器を引き取ります。(または、ユーザーによる持ち込み) 引き取った消火器は自社へ持ち帰り一時保管するか、日本消火器工業会が設置する指定引取場所に持ち込みしていただきます。

また、引取時には専用の伝票を利用していただく必要があるほか、車両に必要事項の表示、保管場所に掲示板の設置など、義務が生じます。

② リサイクルシールの販売

2009年末までに製造された消火器にはリサイクルシールをユーザーにて貼付いただく必要があります。シールが必要なお客様にシールの販売を行っていただく必要があります。

③ ユーザーへの周知及び問い合わせ対応

取引のあるユーザーへ当システムの周知を行うとともに問い合わせ窓口として廃消火器の処理方法に困っているユーザー・自治体等への説明を行っていただく必要があります。

④ 帳簿作成と保管および定期報告

当システム的不正処理を防止するため入出庫の管理は専用の受取伝票で行い、この伝票は「帳簿」として備付けと保存を行なわなければなりません。また、適正な運用を確認するため「帳簿」の入出庫を月別に集計した「帳簿統括表」の定期的な報告を行なう必要があります。